

新型コロナウイルス感染症対策に関する
要 請 書
【令和2年4月】

福島県町村会
会長 小椋敏一

福島県町村議會議長会
会長 渡邊一夫

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している。

現在、当県の感染者は38名（R2.4.13）で、感染者が倍増するまでの期間「倍加時間」が一時、東京都を上回るなど、感染の拡大が急速に進んでいる。

このような中、国は4月7日、感染が急速に拡大している7都府県を対象に法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、また、感染症対策をはじめ、雇用の維持と事業の継続、官民挙げた経済活動の回復について、過去に例のない規模の「緊急経済対策」を閣議決定したところである。

我々町村も、現在の深刻な事態をしっかりと受け止め、これからも国及び県と一丸となって、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を取り戻すため、全力で感染拡大防止に取り組む決意である。

については、次の事項について強く要請する。

1. マスクやアルコール消毒液等衛生資材について、十分な量を確実に確保し、医療機関や社会福祉施設など必要な方々へ早急に配布すること。
2. 検査機関・医療機関等における簡易検査等の迅速な検査を促進させ、検査能力を一層強化させること。
3. 感染拡大を根本的に解決させるため、有効な治療薬やワクチンの開発・普及を世界の英知を集結して加速化させるとともに、有効性と安全性が確認された治療薬・ワクチンの早期活用を図ること。
4. 真に国民目線に立った正確かつ分かりやすい情報発信を迅速に行うこと。

5. 地方税における特例措置による地方税の徴収猶予は、全ての税目にわたるものであり、多額の未収が想定されることから、地方交付税の配分前倒しや減収補てん債の対象税目の拡充など、町村財政運営に支障が生じることのないよう、万全の対策を講じること。
6. 当県には、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災により既往債務がある事業者が多いことから、農林業者、商工観光業等あらゆる事業者の資金繰り支援に万全を期すこと。
7. 「生活支援臨時給付金（仮称）」の事務を市町村が行う場合、市町村に混乱と過度な負担が生じることのないよう給付基準を明確にするとともに、事務費については全額国費で対応すること。